

防じんマスク及び防毒マスクの 型式検定申請の手引き

平成30年3月1日 改正

公益社団法人 産業安全技術協会

目 次

1. 防じんマスク及び防毒マスクの検定制度に係る法律等	1
2. 検定申請から合格証交付までの手順	3
図 1 新規検定のフロー	3
表 1 検定申請書等を提出する場所	4
3. 新規検定申請に必要な書類	5
3. 1 申請書の書式と記入例	5
様式 1 「検定則」様式第 6 号（3）による検定申請書の書式	8
添付図 1-1 新規検定申請書の様式 1 による記載例 1	10
添付図 1-2 新規検定申請書の様式 1 による記載例 2	11
添付図 1-3 新規検定申請書の様式 1 による記載例 3	11
添付図 1-4 新規検定申請書の様式 1 による記載例 4	11
3. 2 添付書類の書式と記載例	12
表 2 新規検定の申請書に添付する書類一覧表	12
3. 3 添付書類の作成上の注意事項	14
3. 3. 1 申請代行の委任状	14
添付図 2 委任状の記載例	15
3. 3. 2 同一型式一覧表	15
添付図 3-1 同一型式一覧表の様式と記載例 1	16
添付図 3-2 同一型式一覧表の様式と記載例 2	16
3. 3. 3 添付図面一覧表	17
添付図 4 添付図面一覧表の様式と記載例	17
3. 3. 4 図面	18
3. 3. 5 製造・検査設備等の概要書	19
添付図 5 製造設備一覧表の記載例	20
添付図 6 検査設備一覧表の記載例	21
添付図 7 工作責任者の記載例	22
添付図 8 検査組織の記載例	23
添付図 9 製造工程のフローチャートの記載例	24
添付図 10 検査規程の記載例	25

3. 3. 6	製造検査設備等の概要書の届出制度	26
添付図 1 1	製造検査設備等の概要書の表紙	27
添付図 1 2	製造検査設備等の概要書の記載例	28
3. 3. 7	申請全般に係わる事項の説明書	28
3. 3. 8	性能に関する説明書	29
添付図 1 3	性能に関する説明書の記載例	30
3. 3. 9	取り扱いに関する説明書	31
3. 3. 10	あらかじめ行った試験の結果	31
添付図 1 4	あらかじめ行った試験の結果の記載例	32
3. 3. 11	検定実施者から申請者への連絡先	37
添付図 1 5	検定実施者から申請者への連絡先の記載例	37
4.	申請提出後の書類の訂正	38
様式 2	新規検定申請書の訂正願	39
5.	供試品の数と提出の方法	40
表 3	供試品の提出数	40
6.	検定手数料の額と納付	41
7.	製造設備及び検査設備の審査	41
8.	型式検定合格証の交付等	42
9.	更新検定	42
9. 1	概要	42
様式 3	「検定則」様式 9 号 (3) による更新検定申請書の書式	44
9. 2	更新検定の添付書類の作成について	45
9. 2. 1	申請内容に変更がない通常の更新検定申請	46
9. 2. 2	申請内容に変更がある更新検定申請	46
9. 2. 3	図面及び添付図面一覧表の変更	47
9. 2. 4	製造・検査設備の概要書の変更	48
9. 2. 5	申請全般に係わる事項の説明書、性能に関する説明書及び 取り扱いに関する説明書の変更	49
9. 2. 6	最近の製造時に行った試験の結果	49
9. 2. 7	検定実施者から申請者への連絡先の変更	50
添付図 1 6	変更点一覧表の記載例	50

10. 型式検定合格証の再交付及び記載事項の変更申請	51
10.1 再交付の概要	51
10.1.1 合格証再交付申請書作成について	51
様式4 「検定則」様式10号による型式検定合格証再交付申請書の書式.....	51
10.1.2 再交付申請書に添付する書類	52
10.2 記載事項の変更	52
10.2.1 合格証変更申請書作成について.....	52
10.2.2 住居表示の変更に対する特別の取り扱い.....	52
10.2.3 2件以上の合格証に共通な事項の変更	52
10.2.4 変更申請書に添付する書類.....	53
様式5 「検定則」様式10号による型式検定合格証再交付申請書の書式.....	54
10.3 その他の注意事項	54
11. 共同申請	54
12. 外国製品の型式検定申請	55
13. 企業分割時等における新規検定の取扱い	55
14. 型式検定合格証の失効から3ヶ月以内の新規検定の取扱い	55
15. 型式検定申請の取下げ	56
添付図17 申請取下げ書の記載例	56
16. 型式検定申請に関する相談	57

1. 防じんマスク及び防毒マスクの検定制度に係る法律等

平成12年9月に防じんマスクと防毒マスクの構造と性能を規定する労働省告示「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」、及び検定制度を規定する労働省令「機械等検定規則」（以下「検定則」という。）が改正され、同年11月15日付けで施行されました。これと同時に社団法人産業安全技術協会（現在は公益社団法人）は防じんマスク及び防毒マスク（以下、防じんマスク等という。）の型式検定代行機関として労働大臣（現 厚生労働大臣）により認定されました。この法令改正及び認定に基づき、平成12年11月15日以降は当協会において防じんマスク等の型式検定に係る総ての手続きと試験を実施しております。なお、「登録製造時等検査機関等に関する規則」及び「機械等検定規則」が平成15年12月19日付けで改正され、平成16年3月31日に施行された後は、当協会は厚生労働省の登録機関として上記と同様の検定業務を実施しております。

（公社）産業安全技術協会における型式検定は以下の法令等を根拠としています。

- 昭和47年6月8日 法律第57号
「労働安全衛生法」第44条の2、第44条の3
- 昭和47年8月19日 政令第318号 「労働安全衛生法施行令」第14条の2
- 昭和47年9月30日 労働省令第32号 「労働安全衛生規則」第26条
- 昭和47年9月30日 労働省令第45号 「機械等検定規則」
 - ・ 最終改正 平成20年9月25日 労働省令 第143号
- 昭和63年3月30日 労働省告示 第19号 「防じんマスクの規格」
 - ・ 最終改正 平成15年12月19日 労働省告示 第394号
- 平成2年9月26日 労働省告示 第68号 「防毒マスクの規格」
 - ・ 最終改正 平成13年9月18日 労働省告示 第299号
- （社）産業安全技術協会 平成16年3月31日 厚生労働大臣登録
「機械等登録型式検定機関業務規程」
 - ・ 最終改訂 平成28年10月1日

上記の法令及び（公社）産業安全技術協会の業務規程の外に、防じんマスク及び防毒マスクの型式検定に関する厚生労働省からの事務連絡文書、及び日本呼吸用保護具工業会の自主的な取り決め事項を定めた文書があります。以下に示すこれらの文書を型式検定申請書及び添付書類の作成において遵守されるようお願いしています。

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 環境改善室長 事務連絡

- 平成6年3月31日 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室長
事務連絡「防じんマスク及び防毒マスクの顔面に密着する部分に使用する材料の
皮膚障害に関する判定基準について」
- 平成7年8月28日 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室長
事務連絡「防じんマスク及び防毒マスクの型式の取り扱いについて」

日本呼吸用保護具工業会 技術委員会の合意文書

- 昭和63年9月21日 日本呼吸用保護具工業会 技術委員長 重松開三郎
「防じんマスクの新検定規格の解説について」

(注) 本文書の内容のうち、現行の「防じんマスクの規格」に適合しない部分につい
ては無効です。使い捨て式防じんマスクの検定合格標章の寸法に関する合意は
有効です。

- 平成18年3月(2006年) 日本呼吸用保護具工業会 技術委員会
「防毒マスクの取扱説明書等に記載することが望ましい事項」改訂版(Ⅱ)
- 平成18年7月7日 日本呼吸用保護具工業会 技術委員会
「使い捨て式防じんマスクの使用限度時間の求め方について」

2. 検定申請から合格証交付までの手順

当協会が実施する検定制度では、申請から型式検定合格証の交付までを図1に示す段階を経て行います。

図1 新規検定のフロー

(1) 申請：書類と供試品の提出、検定手数料納付	<ul style="list-style-type: none">・ 検定申請書の確認と受理・ 添付書類の確認と受理・ 供試品の確認と受理・ 手数料受領（現金納付又は振込受領書を提出）・ 検定申請書1通に受理番号と受理期日を記入の後に返却
(2) 書類審査	<ul style="list-style-type: none">・ 合格証交付までの間に書類の訂正を要請することがあります
(3) 供試品の試験	<ul style="list-style-type: none">・ 試験終了後、検定申請に関する不備・不足等の訂正を要請することがあります
(4) 所在地審査（必要な時に行う。）	<ul style="list-style-type: none">・ 業務規程に従った旅費等の納付依頼
(5) 型式検定合格証の交付	<ul style="list-style-type: none">・ 合格証の引渡し又は送付・ 添付書類（特定の項目ページに押印したもの）の返却・ 試験済み供試品の返却

- 申請書の内容が申請に相応しない場合においてもは申請を受理します。その場合には試験終了後に一括して訂正依頼を行いますので是正処置を3ヶ月以内に行ってください。訂正依頼後3ヶ月以内に訂正が完了せず訂正処理進捗状況によっては申請の取り下げ依頼又は申請不備として検定申請終了手続きを行う場合があります。その

場合は申請書、添付書類、供試品は返却致し、検定手数料は返金致しません。

- 申請書（「検定則」第6条の様式第6号（3）の書式）は2通を提出します。その内1通には添付書類（正）を添付し、添付書類（副）を別に提出します。検定申請を受理した時点で、申請書の1通に受理の年月日と受理番号を記入し返却します。また、添付書類のうち1通は、特定の項目ページに合格印を押印し、合格証の交付と一緒に返却します。申請書、添付書類及び供試品を郵送、託送等により送付する場合は、検定手数料の振込等による納付の証明書（コピーでも可）を添付して下さい。その場合は、申請書1通に受理期日と受理番号を押して返送しますので、返却先宛名を記入した封筒に切手を貼ったものを同封して下さい。
- 合格証の交付は郵送、託送又は手渡しで行います。郵送等の費用は申請者負担とします。郵送等を希望する場合は返却先宛名を記入した着払い伝票を同封して下さい。
- 試験済み供試品は原則として申請者が引き取ります。試験済み供試品を検定実施者が返送する場合には、返送の費用は申請者負担とします。郵送等を希望する場合は返却先宛名を記入した着払い伝票を同封して下さい。

防じんマスク等の型式検定に必要な、型式検定申請書と添付書類、供試品及び手数料又は手数料納付の証明書は、表1の場所に提出して下さい。（郵送又は託送される場合は、宛先は呼吸用保護具評価室マスク担当御中と記載して下さい。）

表1 検定申請書等を提出する場所

検定実施者	申請関係書類・供試品の提出先 及び検定実施場所
公益社団法人 産業安全技術協会 会長	〒350-1328 埼玉県狭山市広瀬台2丁目16番26号 公益社団法人 産業安全技術協会 電話 04-2955-9901 FAX 04-2955-9902 (受付業務時間：午前9時00分～午後5時まで)

- (公社) 産業安全技術協会への交通
 - (1) 西武新宿線 狭山市駅西口下車、駅前から日生団地行きバスに乗車、広瀬消防署前又は日生団地下車、武蔵野学院大学の方向へ徒歩10分。（当技術協会は武蔵野学院大学の向い、狭山市駅から約25分）
 - (2) タクシー利用の場合は狭山市駅前から約15分。
 - (3) 高速道路利用の場合は圏央道狭山日高ICから約1km。（最終ページの地図参照）

3. 新規検定申請に必要な書類

3. 1 申請書の書式と記入例

新規検定の申請は型式毎に様式1に示す申請書(「検定則」第6条 様式第6号(3))、これに表2に示す申請品の図面及びその他必要な添付書類を添えて提出して下さい。提出の形態は次のとおりです。

- ・新規検定申請書のみの書類(受理の年月日と受理番号を記入し返却します。)
- ・新規検定申請書に添付書類(正)を綴じた書類(添付書類のみ検定合格後に押印して返却します。)

・添付書類(副)のみの書類

申請書はA4版の用紙を用いて作成し、上部余白には公益社団法人産業安全技術協会の受理印(約60mm)を捺しますので、その余白を残して下さい。左側余白は綴じ代として25~30mm空けて下さい。

申請書への記入は、添付図1-1~1-4に示す記載例を参照し、以下の点に注意して下さい。

イ. 「品名」欄

- ・品名欄には防じんマスク、防毒マスク(ハロゲンガス用、有機ガス用、一酸化炭素用、アンモニア用、亜硫酸ガス用のガスの区分を含む)の区別を示します。

ロ. 「型式の名称」欄

- ・型式の名称欄には申請者が定めた申請品の型式の名称を記入します。ただし、構造が同一なもの以外は、合格品の型式の名称や他の申請品と同じ型式の名称など、紛らわしい名称は避けて下さい。
- ・型式の名称は、一般的に使用されている文字で表記(スペースの有無、全角半角の区別等)するよう配慮願います。特殊なマークや記号は、手書きで合格証に記載する場合があります。
- ・同一型式として、試験用供試品と異なる構造のものが含まれており、試験用供試品とは別の型式の名称が付与されている場合は、「型式の名称」欄内下部に「(同一型式は別表のとおり)」と記入したうえで、添付図3-1、3-2に示す「同一型式一覧表」を添付書類の中に含めます。この場合、試験用供試品の名称が型式の名称となります。

ハ. 「種類」欄

種類欄には以下の区分を記入します。

- ・防じんマスクの場合

隔離式防じんマスク、直結式防じんマスク又は使い捨て式防じんマスクの区分、マスクの面体については全面形または半面形の区分及び防じんマスクのろ過材の性能による区分を、添付図 1-1 及び 1-2 を参照して記入して下さい。使い捨て防じんマスクであっても面体については“半面形”と記入して下さい。

・ 防毒マスクの場合

隔離式防毒マスク、直結式防毒マスク、直結式小型防毒マスク又は隔離式防毒マスク用吸収缶、直結式防毒マスク用吸収缶、直結式小型防毒マスク用吸収缶の区分、マスクの面体については全面形または半面形の区分、防じん機能を有するものについてはろ過材の性能による区分を、添付図 1-3 及び 1-4 を参照して記入して下さい。

ニ. 「構造」欄

- ・ 構造は表現しにくいいため添付される書類に示すという意味で、「添付書類のとおり」と記載して下さい。
- ・ 型式の名称は同じでも、構造の異なるものを同一型式として申請する場合は、「構造」欄内下部に「(同一型式は別表のとおり)」と記入したうえで、添付図 3 の記載例 2 に示す「同一型式一覧表」を添付します。

ホ. 「製造者の氏名及び所在地」欄

- ・ 製造者の氏名及び所在地の欄には、申請品を製造する会社の社名及び本社所在地を記入します。この内容は、そのまま合格証に記載されます。住所には都道府県名を含めて下さい。
- ・ 製造者が海外にある場合には、社名及び所在地は省略せず、国名も記入して下さい。(英文アルファベットによる表記が望ましい。)。ただし製造工場の名称や所在地、電話番号などは必要ありません。

ヘ. 「新規検定希望地及びその理由」欄

- ・ 申請書の様式としてこの欄が必要ですが、通常は希望地及び理由は記入しません。その検定試験を(公社)産業安全技術協会で行う場合は何も記入する必要はありません。

ト. 申請者

- ・ 住所、氏名(通常は会社名及び代表者名)を記入します。
- ・ 住所には都道府県名を、外国製造者の場合は国名を含めて記入して下さい。
申請者が個人以外の場合は、会社名(本社名又は工場等の名称)のほか、代表責任者(社長又は工場等の長)の職・氏名を記入して下さい。
- ・ 氏名には押印を要しますが、申請者が個人以外の場合は、代表責任者を示す公式

の印が必要となります。なお、外国製造者が申請する場合には、押印の代わりに、代表者のサインとすることができます。ただし、サインだけでは判読しにくい場合がありますので、活字体で代表者名を併記して下さい。

チ. 申請日

- ・ 申請書を作成した年月日を予め記入して下さい。

リ. 欄外

- ・ 新規検定申請書の左上に、あらかじめ申請者印（代表者印）を捨印として押しておけば、この捨印を用いて訂正することができます。訂正願の提出に要する手間と時間を省くには捨印を利用するのが便利です。なるべく押印しておいて下さい。

様式1 「検定則」様式第6号(3)による検定申請書の書式

受理印
直径 60mm

労働衛生保護具新規検定申請書

品名	
型式の名称	
種類	
構造	
製造者の氏名 及び所在地	
新規検定希望地 及びその理由	

平成 年 月 日

住所

申請者

氏名

印

公益社団法人 産業安全技術協会長殿

○ 検定申請書の訂正が必要な場合には、様式2に示す書式によって申請して下さい。

注意事項

- 1) 防毒マスクの型式検定申請において、面体と吸収缶が別の型式名を有している場合には、防毒マスク（面体と吸収缶を一体とした型式）としての申請と併行して、吸収缶のみの型式の申請を行うことによって、それぞれが型式名と検定合格番号を有することができます。
- 2) 同一の防じんマスクを2つの種類（例えば DL1 と DS2）として申請することができます。この場合には1個の製品に2つの検定合格標章を表示することができます。
- 3) 防じん機能のある防毒マスクの吸収缶の色表示について
 - ・吸収缶にフィルタが内蔵されている場合には、吸収缶の側面に表示する色の帯の中に、フィルタが内蔵されている位置に白線を入れて下さい。
 - ・吸収缶にフィルタを外付けする場合には、外付けフィルタの側面か、外付けフィルタの押え枠の外周に白線を入れる必要があります。
- 4) 防じん機能のある防毒マスクの吸収缶のうち、外付け式フィルタのある吸収缶の検定合格標章の表示について
 - ・この種類の吸収缶は、フィルタを付けた状態と付けない状態で使用される場合がありますと考えられます。そのような使用法を目的とした製品では、防じん機能のある吸収缶と防じん機能のない吸収缶の2通りの型式として検定申請をする必要があります。吸収缶本体には防じん機能のない防毒マスク吸収缶の検定合格標章と防じん機能のある吸収缶の検定合格標章の表示を、外付けフィルタには防じん機能のある吸収缶の検定合格標章の表示を印刷又は貼り付けて下さい。
 - ・外付け式フィルタを有する防じん機能のある吸収缶を取り付けることができる面体には、防じん機能のない吸収缶を取り付けて使用することも、防じん機能のある吸収缶を取り付けて外付け式フィルタを外して使用することもあります。このような使用方法を考慮し、型式の名称や検定合格番号を管理する必要があります。

添付図 1 - 1 新規検定申請書の様式 1 による記載例 1

労働衛生保護具新規検定申請書

品名	防じんマスク
型式の名称	AB-123
種類	使い捨て式防じんマスク（半面形、DS1）
構造	添付書類のとおり （同一型式は別表のとおり）
製造者の氏名 及び所在地	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇××番地
新規検定希望地 及びその理由	

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

住所 〇〇県〇〇市〇〇××番地
氏名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊞

公益社団法人 産業安全技術協会長殿

注 1：右上に受付印を押すスペース（約 60 mm×約 60 mm）を空けて下さい。また、左側に綴じ代のスペース（25～30 mm）を空けて下さい。

注 2：「新規検定希望地及びその理由」欄には記入せず空欄として下さい。

注 3：欄外に申請書作成日を記入し提出して下さい。

注 4：「種類」欄に記入する面体の区分とろ過材の性能による区分の間は点“、”で区切って下さい。

添付図 1 - 2 新規検定申請書の様式 1 による記載例 2

品名	防じんマスク
型式の名称	CD-123L (同一型式は別表のとおり)
種類	隔離式防じんマスク (全面形、RL2)
構造	添付書類のとおり
製造者の氏名 及び所在地	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇××番地
新規検定希望地 及びその理由	

添付図 1 - 3 新規検定申請書の様式 1 による記載例 3

品名	防毒マスク (有機ガス用)
型式の名称	EF-123
種類	直結式防毒マスク (全面形、防じん機能を有しないもの)
構造	添付書類のとおり
製造者の氏名 及び所在地	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇××番地
新規検定希望地 及びその理由	

注 5 : 品名欄にガスの区分を () で記入して下さい。

添付図 1 - 4 新規検定申請書の様式 1 による記載例 4

品名	防毒マスク (ハロゲンガス用)
型式の名称	GH-123
種類	直結式小型防毒マスク用吸収缶 (防じん機能を有するもの、S1)
構造	添付書類のとおり
製造者の氏名 及び所在地	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇××番地
新規検定希望地 及びその理由	

3. 2 添付書類の書式と記入例

申請書に添付する資料も全てA4版の用紙を用いて作成するか、A4版の大きさに折り畳んで下さい。表記はすべてモノクロの片面印刷とし、カラー印刷されている書類は白黒画像としたとき判別できるものを提出して下さい。

それらの書類の左側を穴間隔80mmのファスナーで綴じて提出して下さい。なおファスナーの穴が書類の左側により過ぎると、書類が破れて脱落することがありますので注意して下さい。

添付書類は、表2に示す項目の順序に重ねて下さい。添付書類の冒頭に目次を付ける必要はありません。書類のページ番号は、項目毎のページ番号として下さい。

表2 新規検定の申請書に添付する書類一覧表

書類の項目	記載事項
1. 申請代行の委任状	・該当する場合のみ添付します。事前に委任状が届け出されている場合は不要です。(添付図2参照)
2. 同一型式一覧表	・該当する場合のみ添付します。(添付図3-1, 3-2参照)
3. 添付図面一覧表	・図面番号と図面名称の一覧表(添付図4参照) ・図面番号は申請者が社内の図面管理のために付した図面番号を記入し、異なる図面に同一図面番号を付けないで下さい。
4. 図面	・正面図、側面図、背面図、断面図、部品図、全体外観図等 ・図面の名称と図面番号をそれぞれの欄に明記して下さい。 ・A4版より大きい図面はA4版の大きさに折り畳んで下さい。 ・図面は添付図面一覧表に記載された番号順に綴じて下さい。
5. 製造・検査設備等の概要書 ※ (添付図12)	
a. 製造設備及び検査設備の一覧表	・製造設備及び検査設備の一覧表(添付図5、添付図6参照) ・種類・設備名、台数、仕様、製造者、導入年月、設置場所、所在地審査年月、及び写真番号等
b. 工作責任者	・職名、氏名、経歴(添付図7参照)
c. 検査組織	・材料の受入れから完成品の出荷までを対象とする検査組織(添付図8参照)
d. 検査規程	・検査のための社内規程(添付図9、添付図10参照) ・製造者が保証する性能の社内基準値、及び取り扱いに関する説明書に記載すべき数値
・製造設備及び検査	・製造設備と検査設備の一覧表と一致させます。

書類の項目	記載事項
設備の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・設備の確認ができる写真とし、1 ページに 4 枚から 6 枚の写真を入れて下さい。
6. 申請全般に係る事項の説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する場合のみ添付します。 ・申請者より検定実施者に伝えたいこと。
7. 性能に関する説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・同一型式の理由 ・材料の色の多様性の有無の説明。 ・既に合格している型式と申請型式が同一の部品を使用している場合には、その型式名、検定合格番号及び該当する部品名 ・既に検定に合格している型式と同一の型式又は同一型式の一部である場合には、その型式名と検定合格番号。 ・既に検定合格品として市販されている型式が申請対象型式に取り付けられるか、または申請対象の部分が既に合格している型式の部分と互換性のある場合は、その型式の名称、検定合格番号及び該当する部分名。 ・材料の有害性に関する事項（皮膚障害性等） ・ろ過材の安全性に関する事項 ・検定試験項目以外の性能を有している場合にはその性能の説明 ・(添付図 1 3 参照)
8. 取り扱いに関する説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・新規申請の場合で、印刷された取扱説明書がない場合は、当該型式の製品に添付する予定の取扱説明書の内容を示す書類を添付します。 ・既に製品に添付する印刷された取扱説明書がある場合は、そのコピーを添付します。
9. あらかじめ行った試験の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「規格」に適合することを示す試験結果 ・規格に定める材料、構造、各部の構造に対する性能 ・(添付図 1 4 参照)
10. 検定実施者から申請者への連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・会社名、郵便番号、会社所在地、電話番号、FAX 番号、担当者の所属、担当者の氏名、電子メールのアドレスなど ・(添付図 1 5 参照)

3. 3 添付書類の作成上の注意事項

(1) 添付書類の書式は以下のようにして下さい。

表2の項目毎に、最初のページの第1行に項目名称（例：同一型式一覧表、添付図面一覧表、製造設備及び検査設備の一覧表、変更点一覧表など）を書いて下さい。該当する項目が複数ページ（例：5ページ）に亘るときは、項目毎にページ番号（例：1/5、2/5、・・・5/5）を付して下さい。表2の項目5（製造・検査設備等の概要書）については、**製造設備及び検査設備一覧表、工作責任者、検査組織、検査規程**をそれぞれ単独の項目として、ページを作成して下さい。

(2) 表2の各項目の記入に当たっては、以下の要領によって下さい。

3. 3. 1 申請代行の委任状

(1) 検定申請の業務を他者（又は他社）に委任する場合には、委任契約を証明する委任状を添付します。様式は問いませんが、次の事項を含む内容であることが必要です。なお、申請者が工場長など代表取締役でない場合も委任状が必要となります。

- ・ 誰から誰へ委任するか
- ・ 委任した日付
- ・ どのような任務を委任するか
- ・ 期限（期限付きで委任する場合）
- ・ 印は個人印を押印して下さい。

(2) 特定の型式の製品についてのみ業務を委任する場合は、型式の名称も記載して下さい。

(3) 予め委任状を**当協会**に提出してある場合は、その内容に変更がない限り、以後、申請の都度添付する必要はありません。

○ 添付図2に示す委任状の記載例を参照して下さい。氏名欄には、会社名・役職名を記載して下さい。

添付図 2 委任状の記載例

		年 月 日
公益社団法人 産業安全技術協会 会長殿		
申請代行に関する委任状		
委任者	住所 氏名	印 又はサイン
私は次の者を代理人と定め、下記の委任事項に関する権限を委任します。		
代理人	住所 氏名	印 又はサイン
記		
委任事項		以上

※外枠は記載しないで下さい。

3. 3. 2 同一型式一覧表

(1) 型式検定は型式毎に行われるものですが、申請書に記載された型式の構造（試験用供試品）と異なる構造等であっても、「同一型式品」として1件の申請の中に含めることができる場合があります。同一型式として希望する範囲で一覧表にして下さい。通常、下記の事項は同一型式として取り扱われることが多いものです。

- ・面体の大中小
- ・しめひもの形状の種類

(2) 同一型式品の性能等数値に関するものは、試験用供試品と同等以上の性能を立証する試験データをあらかじめ行った試験の結果に併記して下さい。

(3) 同一型式である理由を性能に関する説明書に記載して下さい。

(4) 同一型式品として認められるか否かは、平成7年8月 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課 環境改善室長 事務連絡「防じんマスク及び防毒マスクの型式の取り扱いについて」の考え方を参考に審査し決定いたします。同一型式として取り扱う事ができるかの判断が必要な場合には、事前にご相談下さい。

(5) 同一型式品を含めて申請する場合には、次の点に留意し、添付図3 **3-1, 3-2**

の「同一型式一覧表」記載例を参考に作成して下さい。

イ. 「同一型式一覧表」の作成上の注意事項。

- ・型式の名称を記載する欄と異なる構造を記載する欄をそれぞれ設けて下さい。
- ・異なる構造を記載する欄には、試験用供試品と比較してどのように異なるかを簡潔に記載して下さい。
- ・型式の名称が複数ある場合は添付図 3 - 1 を参照し、型式の名称に対応して構造の説明を記載して下さい。試験用供試品の名称が型式の名称となります。
- ・型式の名称は変わらず、構造のみ異なるものは添付図 3 - 2 を参照し作成して下さい。
- ・試験用供試品に係る型式の名称及び構造については□で囲んで識別できるようにして下さい。試験用供試品の決定は、面体の形状であれば最も大きいもの、しめひもの形状であれば部品点数の最も多いものが対象となります。

ロ. 同一型式一覧表の用紙は社名や日付の入っていない用紙を用いて下さい。

添付図 3 - 1 同一型式一覧表の様式と記載例 1 (型式の名称の異なる同一型式がある例)

同一型式一覧表	
型式の名称	異なる構造
CD - 1 2 3 L	面体の寸法 大
CD - 1 2 3 M	面体の寸法 中

注) □内は、試験用供試品を示す。下行は同一型式品を示す。

※外枠は記載しないで下さい。

添付図 3 - 2 同一型式一覧表の様式と記載例 2 (型式の名称は変わらないが、異なる構造がある例)

同一型式一覧表	
型式の名称	異なる構造
AB - 1 2 3	マスクの上下にしめひもを取り付ける
	マスクの左右にしめひもを取り付ける

注) □内は、試験用供試品を示す。下行は同一型式品を示す。

※外枠は記載しないで下さい。

3. 3. 3 添付図面一覧表

- (1) 添付図面一覧表は、新規検定申請書に添付するすべての図面について、図面名称及び図面番号を一覧表にしたものです。したがって、「図面名称」及び「図面番号」は、各図面に記載されている「図面名称（又は図名）」及び「図面番号（又は図番）」と厳密に一致させて下さい。（漢字、仮名、英文等の表記も一致させて下さい。）添付図4の記載例を参考にして作成して下さい。
- (2) 添付図面一覧表の左端の「順番号」は、添付図面を綴じている順番と図面の合計枚数を確認するためのものです。図面は順番号の順に綴じて下さい。
- (3) 用紙は社名や日付の入っていない用紙を用いて下さい。
- (4) 図面名称に、上欄に続き同じ名称を使用する場合でも「リ」のような省略文字を用いしないで下さい。
- (5) 一覧表には余分な行（空欄）は作らないことを原則としますが、行がある場合には「以下余白」又は斜線を記入してそれ以下の行が空欄であることを明確にして下さい。

添付図4 添付図面一覧表の様式と記載例

添付図面一覧表			
順番号	図面名称	図面番号	備考
1	A B型マスク全体図ー全体外観図	x x 1	
2	A B型マスク全体図ー正面図	x x 2	
3	A B型マスク全体図ー側面図	x x 3	
4	A B型マスク全体図ー背面図	x x 4	
5	A B型マスク全体図ー断面図	x x 5	
6	A B型マスク構造図	x x 6	
7	部品図	x x 7	
8	しめひも取付図 オーバーヘッド形	x x 8	同一型式品
9	しめひも取付図 フック形	x x 9	試験用供試品
10	表示	x x 10	
11	密着性試験用治具	x x 11	
	以下余白		

※外枠は記載しないで下さい。

3. 3. 4 図面

提出する図面は全体図、構造図及び部品図に分けるなどして検定申請品がどのようなものか判るよう記載して下さい。各図面の描き方は次に示すとおりです。

イ. 一般

- ・図面の描き方は、JISに基づいたわかりやすいものとして下さい。(参考 JIS Z 8310 製図総則、JIS B 0001 機械製図)
- ・すべての図面に図面名称、図面番号及び申請者名(輸入品の場合は製造者名でも可)を記入して下さい。
- ・記載内容が異なる図面に同一の図面番号を付けることは避けて下さい。
- ・図面は添付図面一覧表の左端の「順番号」の順に綴じて下さい。図面に順番号を記載する必要はありません。
- ・外国で製造されたものでも図面は原則として日本語で作成して下さい。なお、外国製造者が作成した英語の図面はそのまま用いることができますが、英語以外の外国語の図面はその主要な部分に日本語の訳を併記して下さい。
- ・図面は複写又は印刷したものとし、記載事項を訂正する場合は、原図で訂正し、複写したものを提出して下さい。ボールペン等で修正したものや文字等を書き加えたもの、修正液などで消されているものは、検定申請用の図面として使用できません。(修正後に複写して下さい。)
- ・線及び文字は鮮明なものとして下さい。また、縮小印刷した図面は特にご注意下さい。
- ・図面の輪郭枠外(枠のない場合は、図面の端から綴じ代部 20 mm、その他の部分 10 mm)には検定に関する記事を記載することは避けて下さい。(参考 JIS Z 8311 製図—製図用紙のサイズ及び図面の様式)
- ・同一型式品がある場合は、試験用供試品と異なる部分も含まれた図、又は同一型式品の図面を提出して下さい。同一型式品の図面は試験用供試品と異なる部分を明らかにした図とし、試験用供試品と共通部分の図は不要です。
- ・材料名は JIS によって定められた名称や記号により、また、規格にないものは一般名を記載します。商品名を記入しますと、使用できるのはその商品に限定されますのでご注意ください。

ロ. 全体図

- ・検定申請品の全体の形状及び外形寸法(縦、横、幅、厚さ、長さ等)を記載して下さい。

ハ. 構造図

- ・検定申請品が、どのような部品により組み立てられているかが判るよう記載して下さい。
- ・性能に係る主要部分の寸法（強度、気密、性能等に係る寸法）を記載して下さい。
- ・性能に係る主要部品の名称、材料、仕様、数量等を部品表等に記載して下さい。
- ・性能に係る主要部品の取り付け方法、構造等が判るよう記載して下さい。

ニ. 部品図

- ・部品図はしめひも、吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶、連結管等の交換できる部品及び吸気弁座、排気弁座等の性能に係る部品とし、その部品の形状、構造、寸法が判るよう記載して下さい。
- ・同一型式品（面体の大きさ、しめひもの形状、性能に影響しない部品の形状等）を含む場合は、試験用供試品の他に同一型式品の図が必要です。
- ・マスクの密着性を確認するために陰圧法又は陽圧法による検査を行うときに治具が必要な場合には、その治具の図も含めて下さい。

ホ. 表示

- ・機械等検定規則で表示が定められている検定合格標章の図及び表示位置について記載して下さい。検定合格標章の大きさ（昭和63年9月21日付けで日本呼吸用保護具工業会が取り決め、労働省が了解した寸法を含む。）及び表示位置に変更があると想定される場合はその変更範囲についても記載して下さい。
- ・防じんマスク及び防毒マスクの規格で要求されている表示について、表示内容及び表示位置について記載して下さい。なお、表示内容及び表示位置に変更があると想定される場合はその変更範囲についても記載して下さい。

3. 3. 5 製造・検査設備等の概要書

(1) 労働安全衛生法第44条の2第3項に定める合格基準に適合していることの確認のため、製造及び検査のための設備、工作責任者、検査組織及び検査規程の審査を行います。そのため、申請書類として次のaからdの4項目の概要について記載した書類を作成して下さい。

- 製造設備及び検査設備の一覧表
- 工作責任者
- 検査組織
- 検査規程

※当協会では、申請の都度これらの書類を添付する代わりに、これらの書類を一括して「製造検査設備等の概要届」として別に届け出る方法も運用しています。

なお、この製造検査設備等の概要書を複数の申請品に対してまとめて作成することは差支えありません。作成要領は3. 3. 5. 1を参照して下さい。

(2) 製造設備及び検査設備の写真は、**今後**参考資料扱いとし、検査規程の後に綴じ通し番号のページとし**ないで**写真のページ番号を付して下さい。合格印を押印しません。

(3) 製造工程のフローチャートは検査規程に含めて下さい。

a. 製造設備及び検査設備の一覧表

製造設備と検査設備に分けて一覧表を作成して下さい。製造設備一覧表と検査設備一覧表は同一ページに併記しないで下さい。

イ. 製造設備一覧表

- ・申請品を製造するための設備（申請者が保有するもの）について、設備名、設備（製造者名、型式名、製造能力等）、台数、導入年月又は運転開始年月、設置場所の名称等を一覧に記入し、設置場所については所在地を記載して下さい。過去に（公社）産業安全技術協会の所在地審査で認定された経歴のある設備には、その所在地審査の年月を記入して下さい。所在地審査の経歴がない場合には記載する必要はありません。
- ・参考資料として、製造設備の写真等を付することにより設備の確認が行えるようにして下さい。

○ 添付図5に製造設備一覧表の記載例を示しますので参照して下さい。

添付図5 製造設備一覧表の記載例

設備名	台数	設備		導入・ 運転 開始 時期	設置 場所	所在 地審 査日 ※1	写真 番号	備考
		仕様(能力、 型式等)	製造者 ※2					

設置場所の住所： _____

※1：所在地審査の実績がない場合には記載する必要はありません。

※2：製造者が外国の場合には外国名で構いません。

ロ. 検査設備一覧表

- ・検査するための設備について、試験項目、設備名、設備の概要（製造者名、型式名、仕様・構成等）、台数、導入年月又は運転開始年月、設置場所の名称を一覧に記入し、設置場所については所在地を記載して下さい。また、過去に（公社）産業安全技術協会の所在地審査で確認された経歴のある設備には、その所在地審査の年月を記入して下さい。所在地審査による確認がない設備は空欄として下さい。改めて所在地審査を実施いたします。
- ・参考資料として、検査設備の写真等を付することにより設備の確認が行えるようにして下さい。
- ・「検定則」第8条別表2に示される検査設備の内、「検定則」第8条第2項に示される検査設備を申請者が保有しない場合は、検査を当協会及び他の試験機関などに依頼することができます。この場合には、依頼した試験に関する検査設備及び依頼先機関を検査設備の一覧表に加えて下さい。また、当該試験の依頼に関する契約書、依頼先機関の所在地も記載して下さい。他社の検査設備を利用する場合には使用契約書等を検査設備一覧表の後に付し、検査設備一覧表の扱いとします。

○ 添付図6に検査設備一覧表の記載例を示しますので参照して下さい。

添付図6 検査設備一覧表の記載例

試験項目	設備名	台数	設備の概要		導入・使用開始時期	設置場所	所在地 審査日 ※1	写真 番号	備考
			仕様・構成（型式等）	製造者 ※2					

設置場所の住所： _____

※1：所在地審査の実績がない場合には空欄にして下さい。

※2：製造者が外国の場合には外国名で構いません。

b. 工作責任者

- (1) 機械等検定規則第8条で要求されている、申請品を製造する際の工作責任者を定め、その人の氏名、最終学歴、現在の職名その他、工作責任者としての資格要件を満たすこ

とがわかる経歴（役職のみでなく、マスクの研究、設計、工作及び検査のうち何にどれくらいの期間従事したか分かるよう職務内容の経歴を含むこと。）を記載して下さい。

- (2) 製品が2以上の部分から構成されている場合で、各部分の製造工程が、その最終段階における製品の品質管理に至るまで異なる場所で行われる場合には、工作責任者として2名以上を任命し、最終製品の管理に対する責任を漏れなく明確にして下さい。

○ 添付図7に工作責任者の記載例を示しますので、参照して下さい。

添付図7 工作責任者の記載例

氏名：産業太郎

最終学歴：AA 大学工学部化学科卒業

現在の職名：第一製造部 課長

経歴：昭和〇〇年〇月 入社

1. 昭和〇〇年〇月～昭和〇〇年〇月 第一製造部検査課（防じんマスクの工程、最終検査担当）
2. 昭和〇〇年〇月～昭和〇〇年〇月 第一製造部第一製造課（防じんマスクの工作担当）
3. 昭和〇〇年〇月～昭和〇〇年〇月 品質管理課（防じんマスク、防毒マスクの製品検査担当）
4. 昭和〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 品質管理課 課長（防じんマスク、防毒マスクの製品検査責任者）
5. 平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 第一製造課 課長（防じんマスク、防毒マスクの工作責任者）

昭和〇〇年〇月より平成〇〇年〇月まで、防じんマスクの工作・検査業務に従事しており検定則第8条別表第3の令第14条の2第5号に掲げる機械等の資格のうち第1号に該当する。

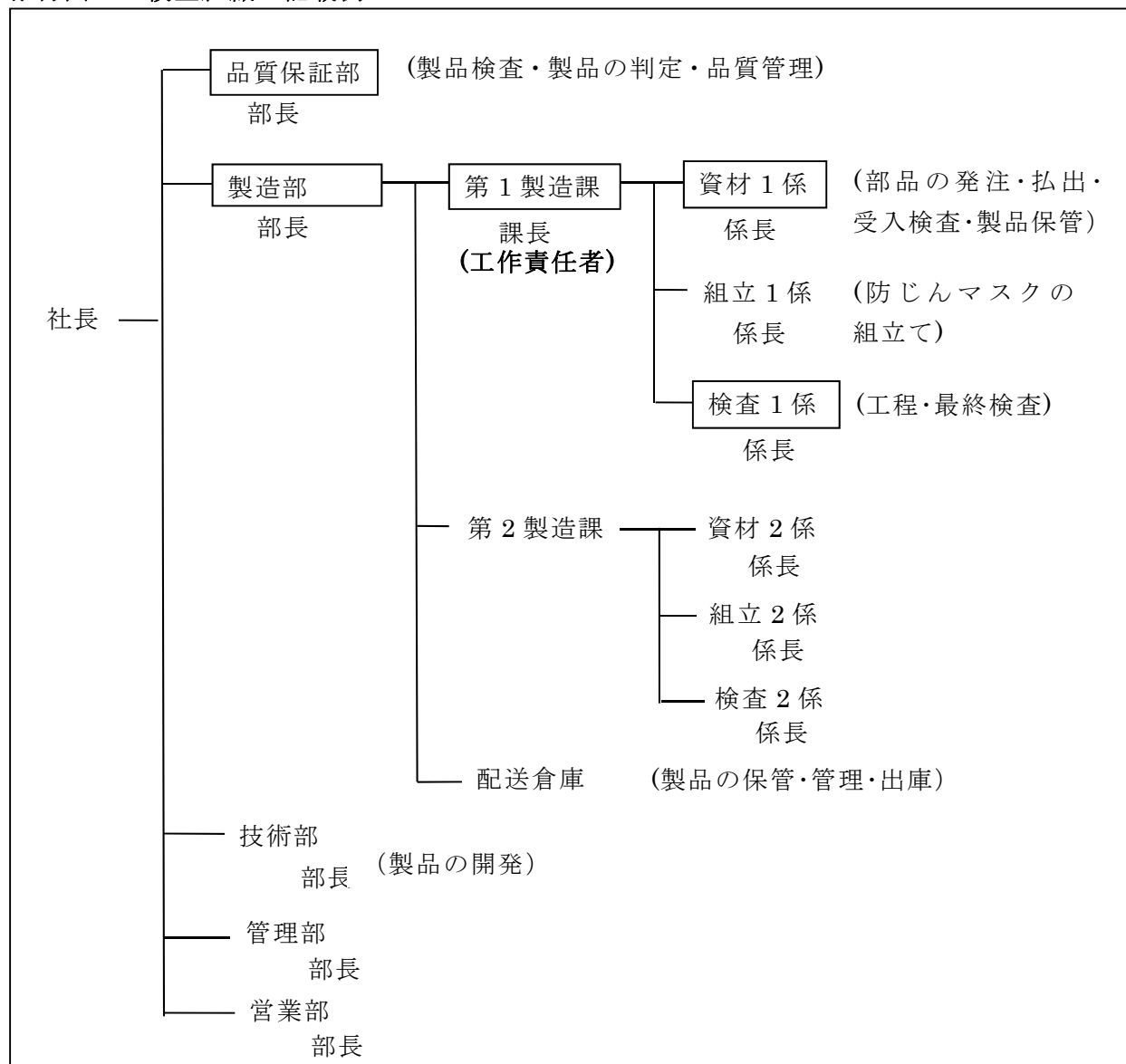
※外枠は記載しないで下さい。

c. 検査組織

- (1) 申請品が、厚生労働大臣の定める規格に適合していること及び申請品の製造工程における品質を検査するための社内の検査組織について記載します。製品の製造から最終製品の検査までに関連する部門をブロック図などで示し、部門ごとに担当する検査業務を記載して下さい。また、申請品に係る検査担当部門を 又は などで囲んで示して下さい。
- (2) 検査組織図に各担当者の個人名が入っていると、担当者が交代するたびに更新時、検査組織について変更が必要になりますので、なるべく個人名は記入しないで下さい。
- (3) 工作責任者の検査組織上での所属又は位置付けを記載して下さい。

○ 検査組織の記載例を添付図8に示しますので、参照して下さい。

添付図 8 検査組織の記載例



※外枠は記載しないで下さい。

d. 検査規程

- (1) 製造工程はフローチャート形式で示し、原材料調達から製品検査を経て製品保管までを明らかにして下さい。部門が2以上に亘っている場合には部品、仕掛品等の流れや部門間の繋がりを明らかにして下さい。
- (2) 申請品の検査に必要な検査項目、検査基準、検査方法、検査ロット、判定基準、判定後の処置等の社内ルールを簡潔にまとめ下さい。申請品が厚生労働大臣の定めた規格に適合することを確認するための検査について記すことが重要です。

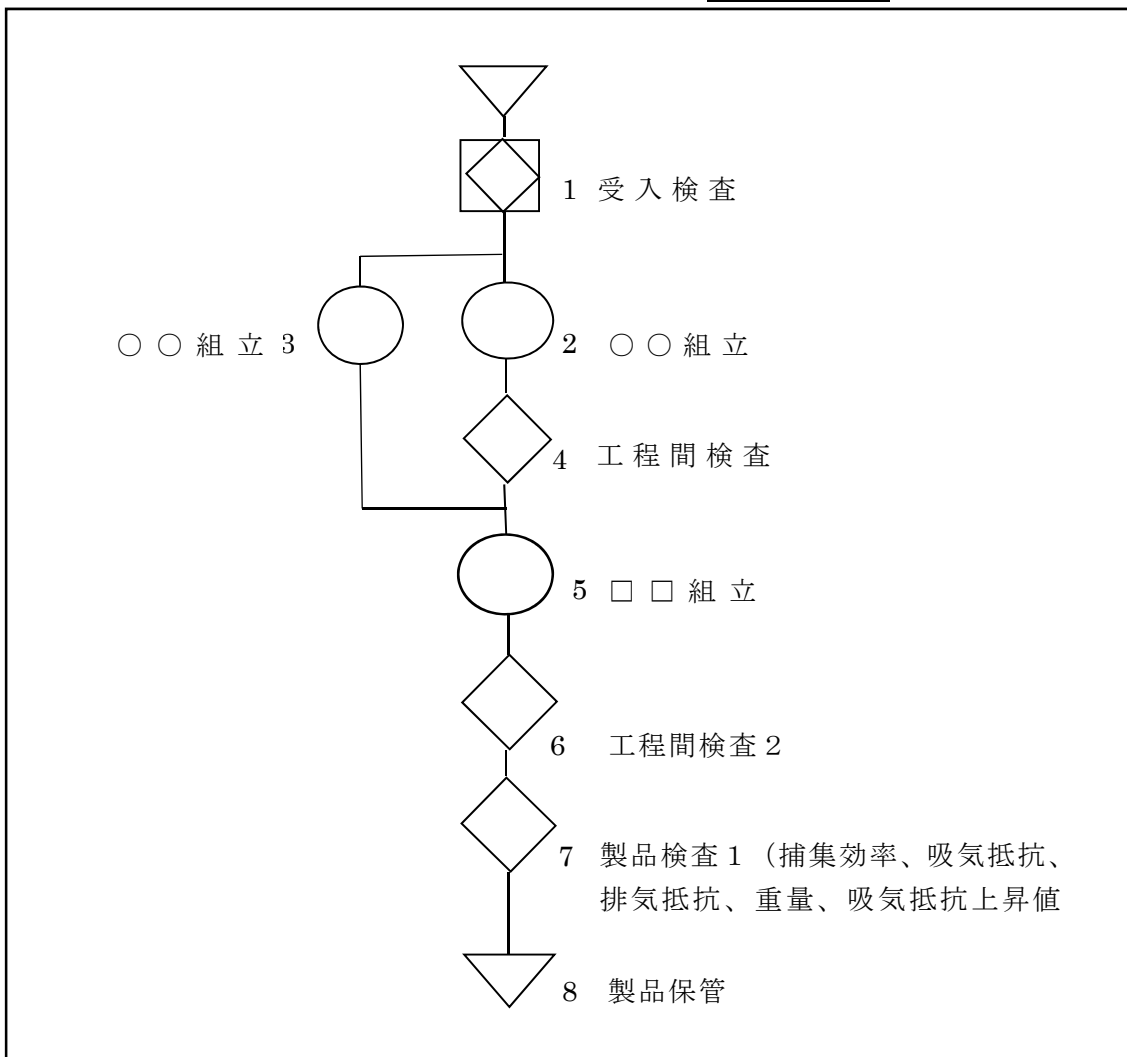
(3) 最終製品の検査以外に、申請品の製造工程において外部から受け入れる原材料又は部品の受入検査の種類と受入検査規程を、また、製造工程の中間段階の検査を行う場合には中間検査の種類と検査規程も含めて下さい。各検査をどの工程で行うかフローチャート等に明記して下さい。

(4) 検査記録の保存の方法及び記録の保存期間を記載して下さい。

- 製造工程のフローチャートの記載例を添付図9に、検査規程の記載例を添付図10に示しますので、参照して下さい。

添付図9 製造工程のフローチャートの記載例

(全面改定)



※外枠は記載しないで下さい。

添付図 1 0 検査規程の記載例

受入検査

工程 No.	材料・部品名	検査項目	検査基準 ※1	検査方法	検査ロット	判定基準 ※2	不合格時の処置
1.	面体	・寸法 ・外観 ・その他	・100±5mm ・汚れが無いこと	・定規 ・目視	10個/納入ロット 毎	Ac=0 /Re=1	返品又は全品検査
1.	排気弁	・外観 ・作動気密	・変形・汚れ ・15秒以上	・目視 ・PAPRの規格	10個/納入ロット 毎	Ac=0 /Re=1	返品又は全数検査
1.	しめひも	・材料 ・構造 ・寸法	・材料の種類 ・設計構造 ・100±5mm	・目視 ・目視 ・定規	10個/納入ロット 毎	Ac=0 /Re=1	返品又は全品検査

工程検査

工程 No.	工程名	検査項目	検査基準 ※1	検査方法	検査ロット	判定基準 ※2	不合格時の処置
4.	工程間検査 1	・捕集効率 ・その他	・95.0%以上	防じんマスクの規格	3個/製造日 毎	Ac=0 /Re=1	製造停止
6.	工程間検査 2	・吸気抵抗 ・排気抵抗 ・その他	・80Pa 以下 ・70Pa 以下	防じんマスクの規格	3個/製造日 毎	Ac=0 /Re=1	製造停止し、全品検査

製品検査

工程 No.	工程名	検査項目	検査基準 ※1	検査方法	検査ロット	判定基準 ※2	不合格時の処置
7.	製品検査 1	・捕集効率 ・吸気抵抗 ・排気抵抗 ・引張強度 ・排気弁の作動気密 ・二酸化炭素濃度上昇値 ・吸気抵抗	・95.0%以上 ・80Pa 以下 ・70Pa 以下 ・50N 以上 ・30秒以上 ・0.5% 以下 ・150Pa 以下	防じんマスクの規格	・3個/1000個 ・8個/1000個 ・8個/1000個 ・3個/1000個 ・5個/1000個 ・1個/1000個 ・3個/1000個	Ac=0 /Re=1	出荷停止

		上昇値 ・重量 ・その他	・100g 以下		・8 個/1000 個		
--	--	--------------------	----------	--	-------------	--	--

※1 検査基準は社内で合否を判定するための基準（捕集効率：95.0%以上、除毒能力：50分以上、外観：汚れがないこと等）を記載して下さい。

※2 判定基準は検査ロットに対する合否判定基準を記載して下さい。

社内基準値

項目 ※3	社内基準値	取扱説明書の表示値

※3 項目は粒子捕集効率、除毒能力、吸気抵抗、排気抵抗、通気抵抗、排気弁の作動気密、二酸化炭素濃度上昇値、重量、死積等の項目に対する製造者自身で定めた基準を社内基準値の欄に、社内基準値の内、取り扱いに関する説明書に記載する社内基準値を取扱説明書の表示値の欄に記載して下さい。また、取り扱いに関する説明書に記載すべき項目（吸気抵抗上昇値、ぬれ抵抗値、漏れ率等）の記載内容を記載して下さい。

3. 3. 6 製造検査設備の概要書の届出制度

製造検査設備等の概要書の届出制度は、検定申請のたびに製造検査設備等の概要書を添付する煩雑さを避けるための便宜的な方法です。届け出された製造検査設備等の概要書を「製造検査設備等の概要届け」又は単に「概要届」といいます。あらかじめ概要書を検定実施者に届出しておけば、その内容に変更がない限り、以降の検定申請時には略式の製造検査設備等の概要書を添付するだけで済みます。

(1) 「製造検査設備等の概要書」の届出

3. 3. 5の a. b. c. d. に沿って作成した概要書に添付図 1 1 に示す様式の表紙を付けて、検定実施者に届出して下さい。2 部作成していただいた場合、審査終了時に受付印を押印して 1 部返却します。

添付図 1 1 製造検査設備等の概要書の表紙 (A 4 版)

防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具関係
製造検査設備等の概要届
(※分) ※1

防じんマスク、防毒マスク、電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定に関する※
分の製造検査設備等の概要について別紙のとおり (新規・変更) ※2 届出します。

平成 年 月 日

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○ 株式会社
代表取締役社長 ○○○○○ 印

変更対象：工作責任者 ※3
変更理由：工作責任者が変更になったため。 ※3

公益社団法人 産業安全技術協会 会長 殿

※1 複数の工場等がある場合には、対象を識別するために、上図の*印のところに工場等の名称を記入します。

※2 届出の区別として、新規又は変更のいずれかを○で囲むか、横線で消してください。

※3 届出済みの製造検査設備等の概要届の内容を変更する場合、変更対象とその理由を明らかにして下さい。

(2) 略式の「製造検査設備等の概要書」の提出

上記 (1) の製造検査設備等の概要届が提出されている場合には、その内容に変更が生じるまで、以降の検定申請時 (更新検定の申請を含みます) には、添付図 1 2 に示す様式の略式の製造検査設備等の概要書 (A 4 版左綴じ) を提出して頂だけで済みます。この場合に記入する日付は、添付図 1 1 の製造検査設備等の概要届 (表紙) に記載された日付となります。ただし、届出した後に製造検査設備等の概要書の内容に変更になった場合には、(3) に示す日付となります。

添付図 1 2 製造検査設備等の概要書の記載例

製造検査設備等の概要書 (※分)※1
・製造設備及び検査設備一覧 平成〇〇年□□月△△日※2 提出の製造及び検査設備一覧に同じ
・工作責任者 平成〇〇年□□月△△日※2 提出の工作責任者に同じ
・検査組織 平成〇〇年□□月△△日※2 提出の検査組織に同じ
・検査規程 平成〇〇年□□月△△日※2 提出の検査規程に同じ (製造設備及び検査設備の写真) (平成〇〇年□□月△△日※2 提出の製造及び検査設備一覧に同じ)

※1 複数の工場等を届出している場合は、対象を識別するために※に工場等の名所を記入して下さい。

※2 日付は和暦により記入して下さい。

(3) 「製造検査設備等の概要届」の変更届

製造検査設備等の概要届の内容は、検定を申請する時点における最新のもので無ければなりません。従って、3. 3. 5 (1) により提出している製造検査設備等の概要届の内容は、常に最新のものとなるように変更されている必要があります。内容に変更のあるたびに変更のない部分を含めた製造検査設備等の概要届 1 式を届け出る方法もありますが、変更のあった書面だけ提出する方法でも結構です。たとえば工作責任者が交替した場合は、新たな工作責任者を記載した書面を提出して下さい。このとき検定実施者は、差替えられた新しい書面の日付の入った受付印を押します。この時点以降に略式の製造検査設備等の概要書(添付図 1 2)を提出する場合には、工作責任者に関する書面を届出日付は受付印の日付となります。

3. 3. 7 申請全般に係る事項の説明書

下記の内容やその他検定実施者へ伝えたいことがある場合に添付して下さい。

イ. 申請者より検定実施者へ伝えたいことを記載して下さい。

ロ．構造の概要・特徴、性能の概要・特徴等を記載して下さい。

3. 3. 8 性能に関する説明書

- (1) 申請品が同一型式を含む場合は、同一型式の理由を記載して下さい。
- (2) 色の変更を行う可能性がある場合には、色の変更による顔料等が材質の物性に影響を与えない事を記載して下さい。
- (3) 既に合格している型式と申請型式が同一の部品を使用している場合には、その型式の名称、検定合格番号及び該当する部品名を記載して下さい。
- (4) 既に検定に合格している型式と同一の型式又は同一型式の一部である場合には、その型式名と検定合格番号を記載して下さい。
- (5) 既に検定合格品として市販されている型式が申請対象型式に取り付けられるか、または申請対象の部分が既に合格している型式の部分と互換性のある場合は、その型式の名称、検定合格番号及び該当する部分名を記載して下さい。
- (6) 材料、構造及び各部の構造について次の事項について記載して下さい。
 - ・顔面に触れる部分の材料の有害性については、面体材料のパッチテストの結果※1及びろ過材やフィルタが着用者に障害を与えないものであることを記載して下さい。試験方法は平成6年3月31日付け労働省環境改善室長発の連絡事項を参照して下さい。
 - ※1パッチテストの結果には実施年月日、被験者の年齢と性別も記載して下さい。材料の有害性試験は製品の設計段階で実施する試験であるために性能に関する説明書で記載します。完成品の試験結果としてあらかじめ行った試験の結果で記載する必要はありません。
 - ・吸収缶が薬剤に対する耐食性を有する設計であることを記述して下さい。
- (7) 検定試験項目以外に別の性能を有している場合にはその性能の説明を記載して下さい。

○ 性能に関する説明書の記載例を添付図1 2に示しますので参照して下さい。

添付図 1 3 性能に関する説明書の記載例

- ・同一型式の理由

平成7年8月28日付 事務連絡による取決事項に適合していること等を記載して下さい。又は、試験用供試品と比べ、同一型式品が同等以上の性能を持つ根拠を記載して下さい

- ・材料の色の多様性の有無と説明

色の変更による顔料等が材質の物性に影響を与えない旨等を記載して下さい。

- ・既に合格している型式と申請品の部品が同一の部品の一覧表

同一部品	型式の名称	検定合格番号	備考
面体	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
吸気弁座	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
吸気弁	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
排気弁座	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
排気弁	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
しめひも	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
ろ過材	XX-50D	検第TN〇〇〇号	
	XY-50	申請中	

※申請中の型式についても記載して下さい。

- ・既に検定に合格している型式と同一の型式又は同一型式の一部である型式の一覧表

①申請品が防じんマスクの場合の例

検定合格番号	型式の名称	種類又は区分	備考
検第TN〇〇〇号	XX-50D	半面形面体	吸収缶を除く
検第TM〇〇〇号	YY-50D	半面形面体	フィルタを除く
申請中	YY-51D	半面形面体	フィルタを除く

②申請品が防毒マスク（面体）の場合の例

検定合格番号	型式の名称	種類又は区分	備考
検第TM〇〇〇号	YY-50D	半面形面体	フィルタを除く
申請中	YY-51D	半面形面体	フィルタを除く

③申請品が吸収缶の場合の例

検定合格番号	型式の名称	種類又は区分	備考
検第TN〇〇〇号	AB-101	直結式小型用吸収缶	フィルタを除く
検第TM〇〇〇号	AB-102	直結式小型用吸収缶	フィルタを除く
申請中	AB-103	直結式小型用吸収缶	

- ・既に合格している型式に取り付けられる互換性ある型式の一覧表

①申請品が防毒マスク（面体）の場合の例

検定合格番号	型式の名称	種類又は区分	備考

検第TN〇〇〇号	AB-101	直結式小型用吸収缶	
検第TN〇〇〇号	AB-102	直結式小型用吸収缶	

②申請品が吸収缶の場合の例

検定合格番号	型式の名称	種類又は区分	備考
検第TN〇〇〇号	XX-50D	直結式（半面形）	
検第TN〇〇〇号	XX-50	直結式（半面形）	
申請中	YY-51D	直結式（半面形）	

・皮膚障害性について

試験方法										
試験片										
試験日										
判定時期										
判定基準										
試験結果										
被験者 No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
性別										
年齢										
結果										

3. 3. 9 取り扱いに関する説明書

「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」で要求されている、譲渡及び貸与される場合に添付される説明書の内容を記載して下さい。なお、製品に添付する印刷物の写し（鮮明に判読できるもの）が望ましい。

3. 3. 10 あらかじめ行った試験の結果

- (1) 申請品が厚生労働大臣の定める規格に適合していることを確認するために申請者自身があらかじめ行った試験の結果を添付します。規格に定めるすべての試験について、その結果がどうであったかをわかりやすく記載して下さい。この試験結果の内容が不十分であった場合や必要な試験が欠けていると、申請を受理することができません。
- (2) 材料、構造及び各部の構造が規格に適合していることを記載して下さい。
- (3) 粒子捕集効率や吸収缶の破過時間など数値で示す性能は、実測値及び平均値を含む表示として下さい。
- (4) 試験用供試品の他、同一型式品として含まれる複数の種類がある場合は、そのすべての同一型式に対して必要な試験結果を添付して下さい。
- (5) 使い捨て式防じんマスクの使用限度時間及びその算出方法と試験結果を記載して

下さい。

(6) 試験年月日、試験責任者（職、氏名）を記載して下さい。

(7) 当協会にて検定申請を前提とし試験を実施した性能試験結果は、あらかじめ行った試験の結果として活用することが出来ます。この場合には、当協会が発行した試験結果報告書を添付して下さい。

○ 添付図 1 4 に、あらかじめ行った試験の結果の記載例を示しますので参照して下さい。

添付図 1 4 あらかじめ行った試験の結果の記載例

年 月 日
試験責任者 ○○○会社
××部 産業太朗

防じんマスクの場合の例

試験年月日：

型式の名称：

・材料

規格第 2 条	試験結果
顔面に密着する部分については、皮膚に障害を与えないものであること。	
ろ過材については、人体に障害を与えないものであること。	
通常の手扱いにおいて、き裂、変形その他の異常を生じないものであること。	

・構造

規格第 4 条	試験結果
容易に破損しないものであること。	
装着が簡単で、装着したときに異常な圧迫感又は苦痛をあたえないものであること。	
死積が著しく大きいものでないこと。	
着用者の視野を著しく妨げるものでないこと。	
全面形の面体を有するものにあつては、呼気によりアイピースが曇らないものであること。	
取替え式防じんマスクにあつては、ろ過材、吸気弁、排気弁、及びしめひもが容易に取り替えることができ、かつ、着用者自身はその顔面と面体との密着性の良否を随時容易に検査できるものであること。	

規格第4条	試験結果
使い捨て式防じんマスクにあつては、一体となつたろ過材及び面体が使用限度時間中に型くずれしないものであること。	
使い捨て式防じんマスクにあつては、漏れ率及びぬれ抵抗値が著しく大きいものでないこと。	
使い捨て式防じんマスクにあつては、ろ過材を成形して面体とするものにあつては、ろ過材を顔面に適合するように成形すること。	

・各部の構造

規格第5条		試験結果
吸気弁	通常の呼吸に対して、鋭敏に作動すること。	
排気弁	通常の呼吸に対して、弁及び弁座の乾湿の状態にかかわらず、確実に、かつ、鋭敏に作動すること	
	内部と外部の圧力が平衡している場合に、面体の向きにかかわらず、閉鎖状態を保つこと。	
	外力による損傷が生じないように覆い等により保護されていること。	
しめひも	適当な長さ及び弾力性を有すること。	
	長さを容易に調節することができること。ただし、使い捨て式防じんマスクにあつては、顔面への密着性が保持できるときには、この限りでない。	
連結管	適度な伸縮性を有し、種々の状態に曲げても通気に支障が生じないこと。	
	あご、腕等による圧迫があつた場合でも通気に支障が生じないこと。	
	首の運動に支障が生じないような長さであること。	

・性能

○取替え式防じんマスクの例

試験項目	試験方法	試験結果	平均値
引張強度	規格第3条		
粒子捕集効率 (フタル酸ジオクチル粒子)	規格第6条		
吸気抵抗	規格第6条		
排気抵抗	規格第6条		
排気弁の作動気密	規格第6条		
二酸化炭素濃度上昇値	規格第6条		
吸気抵抗上昇値	規格第7条 第3項第1号		
(重量) [任意]			

○使い捨て式防じんマスクの例

試験項目	試験方法	試験結果	平均値
引張強度	規格第 3 条		
粒子捕集効率 (塩化ナトリウム粒子)	規格第 6 条		
吸気抵抗	規格第 6 条		
排気抵抗	規格第 6 条		
排気弁の作動気密	規格第 6 条		
二酸化炭素濃度上昇値	規格第 6 条		
吸気抵抗上昇値	規格第 7 条 第 3 項第 1 号		
ぬれ抵抗値	規格第 7 条 第 3 項第 3 号		
(重量) [任意]			

・漏れ率 (規格第 7 条第 3 項第 2 号)

唇の幅 (c m)	鼻根おとがい距離 (c m)	試験結果 (%)
3.5 以上 4.5 未満	10.5 以上 11.5 未満	
3.5 以上 4.5 未満	11.5 以上 12.5 未満	
3.5 以上 4.5 未満	12.5 以上 13.5 未満	
4.5 以上 5.5 未満	10.5 以上 11.5 未満	
4.5 以上 5.5 未満	11.5 以上 12.5 未満	
4.5 以上 5.5 未満	12.5 以上 13.5 未満	
4.5 以上 5.5 未満	13.5 以上 14.5 未満	
5.5 以上 6.5 未満	11.5 以上 12.5 未満	
5.5 以上 6.5 未満	12.5 以上 13.5 未満	
5.5 以上 6.5 未満	13.5 以上 14.5 未満	

・使用限度時間

算出方法：

試験結果：

防毒マスクの場合の例

試験年月日：

型式の名称：

・材料

規格第 3 条	試験結果
顔面に密着する部分については、皮膚障害を与えないものであること。	
吸収缶の内面については、吸収剤に腐食されないもの又は吸収剤に腐食されないよう十分な防腐処理が施されているものであること。	
ろ過材については、人体に障害を与えないものであること。	
通常の手扱いにおいて、き裂、変形その他の異常を生じないものであること。	

・構造

規格第 5 条	試験結果
容易に破損しないものであること。	
装着が簡単で、装着したときに、異常な圧迫感又は苦痛を与えないものであること。	
死積が著しく大きいものでないこと。	
着用者の視野を著しく妨げるものでないこと。	
全面形の面体を有するものにあつては、呼吸によりアイピースが曇らないものであること。	
吸収缶、吸気弁、排気弁、又はしめひもが取り替えられる構造のものにあつては、当該吸収缶、吸気弁、排気弁又はしめひもが容易に取り替えることができるものであること。	
着用者自身がその顔面と面体との密着性の良否を随時容易に検査できるものであること。	

・各部の構造

規格第 6 条		試験結果
吸収缶	吸収剤がち密に、かつ、露出しないように詰められていること。	
	防じん機能を有する防毒マスクにあつては、粉じんを捕集するためのろ過材を具備していること。	
吸気弁	微弱な呼吸に対して確実に、かつ、鋭敏に作動すること。	
排気弁	微弱な呼吸に対して、弁及び弁座の乾湿の状態にかかわらず、確実に、かつ、鋭敏に作動すること。	
	内部と外部の圧力が平衡している場合に、面体の向きにかかわらず、閉鎖状態を保つこと。	

規格第 6 条		試験結果
	外力による損傷が生じないように覆い等により保護されていること。	
しめひも	適当な長さ及び弾力性を有し、かつ、長さを容易に調整することができること。	
連結管	適度な伸縮性を有し、種々の状態に曲げても通気に支障が生じないこと。	
	あご、腕等による圧迫があつた場合でも通気に支障が生じないこと。	
	首の運動に支障が生じないような長さであること。	

・性能

○面体の例

試験項目	試験方法	試験結果	平均値
引張強度	規格第 4 条		
気密	規格第 7 条		
吸気抵抗	規格第 7 条		
排気抵抗	規格第 7 条		
排気弁の作動気密	規格第 7 条		
二酸化炭素濃度上昇値	規格第 7 条		
(重量) [任意]			

○吸収缶の例

試験項目	試験方法	試験結果	平均値
気密	規格第 7 条		
通気抵抗	規格第 7 条		
除毒能力 (有機ガス)	規格第 7 条		
粒子捕集効率 (塩化ナトリウム粒子)	規格第 7 条		
吸気抵抗上昇値	規格第 8 条第 3 項第 6 号		
(重量) [任意]			

3. 3. 1.1 検定実施者から申請者への連絡先

- (1) 申請品について検定実施者から連絡する場合の連絡先として、会社名、郵便番号、会社所在地、電話番号、FAX番号、担当者の所属、担当者の氏名、電子メールのアドレス等を記載して下さい。
- (2) 担当者の氏名には振り仮名を付けて下さい。また、できるだけ複数となるようにして下さい。なお、担当者は工作責任者である必要はありません。実際に検定の申請作業を担当している人の氏名として下さい。
- (3) 連絡先の他、合格証などの希望される引渡し方法を記載して下さい。
- 添付図15に、検定実施者から申請者への連絡先の記載例を示しますので参照して下さい。

添付図15 検定実施者から申請者への連絡先の記載例

会社名： 産業〇〇株式会社
郵便番号： AAA-BBBB
所在地： 〇〇県××市△△台〇〇番
担当者1
電話番号： CC-DDDD-EEEE
FAX番号： CC-DDDD-EEEE
E-mail： taro@aaa.co.jp
担当者所属： 試験部 試験課
サンギョウ タロウ
担当者氏名： 産業太郎

担当者2
電話番号： CC-DDDD-EEEE
FAX番号： CC-DDDD-EEEE
E-mail： jiro@aaa.co.jp
担当者所属： 試験部 試験課
アンゼン ジロウ
担当者氏名： 安全次郎

合格証の引渡し方法：受取り、郵送又は宅送希望

4. 申請書提出後の書類の訂正

申請書を受理した後、申請書の記載内容を訂正する必要がある場合には、次によって訂正して下さい。

(訂正要領)

検定申請をした後に、様式第6号(3)の申請書の一部を訂正する場合には、様式2により次の要領で訂正内容を提出して下さい。

(1) (公社)産業安全技術協会が供試品審査に着手する前であれば、次の(2)又は(3)により訂正ができます。(公社)産業安全技術協会が供試品審査を終了した後は、原則として訂正できません。

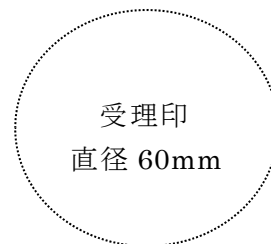
(2) 訂正箇所が少ない場合は、個人の印を使って訂正することができます。この場合は、申請書の左上の空白部分に、訂正をする人の会社名、所属、氏名を記入し、氏名の後に訂正する人の印を押します。文字を抹消又は挿入し、その字数を書き込みます。また、申請書の左上にあらかじめ捨印として代表者印を押しておけば、この捨印の横に“○字削除”、“○字挿入”と記入するだけで訂正できます。

訂正箇所が多い場合には、様式2の訂正願いを2通提出して下さい。この訂正願いも申請書と同等に扱われますので、申請者印を押して下さい。

(3) 添付書類の訂正は差替えによって行って頂きます。ただし添付図面の数が変わったり、図番が変更になる場合には添付図面の一覧表の訂正もお願いします。

(4) 訂正された書類を郵送・託送により送付頂いても結構です。その場合には差替えは検定実施者が行います。

様式2 新規検定申請書の訂正願



労働衛生保護具新規検定申請書訂正願

品名	
型式の名称	
種類	
構造	
製造者の氏名 及び所在地	
新規検定 希望地及び その理由	

平成 年 月 日 検第 号で受け付けられた検定申請書の記載事項を上記のとおり訂正願います。

平成 年 月 日

住所

申請者

氏名

Ⓔ

公益社団法人 産業安全技術協会会長殿

※外枠は記載しないで下さい。

5. 供試品の数と提出の方法

新規検定の申請に際しては、申請時に次により供試品を提出して下さい。

イ. 供試品の数は表3に示す通りです。

表3 供試品の提出数

機械等の種類	区 分		現品等の種類	個数
防じんマスク	取替え式のもの		現品 ※	5
			ろ過材	7
			排気弁及び弁座	3
	使い捨て式のもの		現品	1 2
			排気弁及び弁座	1 2
				3
防毒マスク	防じん機能のないもの	吸収缶のみのもの	現品 ※	1
			吸収缶	1 5
		防毒マスク	現品 ※	4
			吸収缶	1 3
			排気弁及び弁座	3
			3	
	防じん機能のあるもの	吸収缶のみのもの	現品 ※	1
			吸収缶	2 3
		防毒マスク	現品 ※	4
			吸収缶	2 0
			排気弁及び弁座	3
			3	

※ 現品は、ろ過材を含む完成品として下さい。

ロ. 同一型式として複数の形状や寸法の異なる面体、しめひも等を含む場合には、供試品について表3の個数を、その他の同一型式のサンプルを各1個提出して下さい。防じんマスクの現品はろ過材を含むもの、防毒マスクの現品は吸収缶又は吸収缶及びろ過材を含むものとして下さい。

ニ. 表3の個数を提出する同一型式の中の主な種類は、面体は1番大きいサイズのもの、しめひもは1番部品点数の多いものとしします。

ホ. 提出の方法は郵送、宅送又は持参で受け付けます。

ト. 運搬中に運搬のために破損した供試品は同型式の他のものに取り替えることができます。それ以外の理由で供試品を提出後に交換することはできません。

- チ. 供試品の分解・組立に特殊な工具が必要な場合には、それらの工具を供試品に添えて提出して下さい。
- リ. 供試品の試験に際して特殊な面型ホルダーが必要な場合には、それらの面型ホルダーを供試品に添えて下さい。
- ヌ. 試験済み供試品は原則として申請者が引き取ることとします。試験済み供試品を検定実施者が申請者に返送する場合には、送料は申請者負担とします。

6. 検定手数料の額と納付

新規検定手数料は当協会のホームページに表示されていますのでご参照ください。更新検定手数料等も示しています。検定手数料の納付は下記の方法をお願いします。

- イ. 検定申請時に現金、銀行振込、郵便為替、小為替又は小切手の何れかで納入して下さい。(なお、振り込み手数料は申請者側で負担して下さい。)
- ロ. 銀行振込又は郵便振替の場合は、振込金受領書など、入金を確認できる書面(写しでも可)を添えて申請して下さい。
- ハ. 受付後、領収証を発行します。
- ニ. 振込み口座は下記の通りです。

口座名義：公益社団法人 産業安全技術協会 (普通貯金口座)

取引銀行：三井住友銀行 清瀬支店 No.143022

みずほ銀行 新所沢支店 No.4012659

郵便振替：東京 00120-2-12608

7. 製造設備及び検査設備の審査

(1) 所在地審査の実施

防じんマスク及び防毒マスクの製造及び検査の設備に関する所在地審査は次の場合に行います。

- イ. 検査設備が以前に所在地審査を受けたことがない型式である場合。
- ロ. 申請者に交付された防じんマスクまたは防毒マスクに係る型式検定合格証が労働大臣により効力を失われたことがある場合。
- ハ. 申請者が防じんマスクまたは防毒マスクの使用に係る業務について、法令等の規定に違反して処罰された事例がある場合。
- ニ. ロ又はハに準ずる事由がある場合。

ホ、検定のために実施した試験の成績が申請書類に記載された試験結果と大幅に異なる場合。

(2) 所在地審査に係る経費

当協会の型式検定業務規程に従い、当協会会長からの請求により審査のための出張に係る経費を検定申請者が支払うものとします。(支払方法は6. と同じ)

8. 型式検定合格証の交付等

新規型式検定に合格すると、型式検定合格証(型式検定合格番号を含む)が「検定則」様式第8号(3)により(公社)産業安全技術協会会長名で交付されます。検定合格証は郵送、宅送又は手渡しのうちから申請者の希望する方法でお渡しします。郵送等の場合には郵送費等を申請者に負担していただきます。

9. 更新検定

型式検定の有効期間は検定合格証交付の日から5年です。5年以降に同じ型式を製造又は輸入する場合には、更新検定の申請をすることによって検定合格証の有効期間をさらに5年間継続できます。合格証の有効期間満了前に、時期を繰り上げて更新をする「繰上更新」により内容の変更を含む更新を行う方法もあります。更新検定は書類審査により行われます。その概要は以下の通りです。

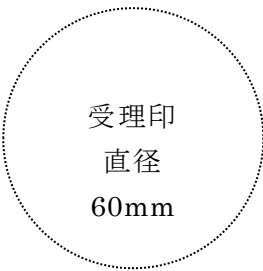
9. 1 概要

- (1) 更新検定は、新規検定又は前回の更新検定に合格してから今回の更新検定申請までのあいだに、合格証に記載された製品に適用される規格が改正されていないか、また、申請者の製造・検査する設備等に変更があった場合に機械等検定規則に適合しているか、という観点で審査します。
- (2) 更新検定には、期間のみ延長する更新(変更のない更新)の他、期間を延ばし、かつ同一型式の追加を含む更新(変更のある更新)があります。また、更新検定の申請時期として、合格証の有効期間満了後に有効期間を延ばす「通常の更新」と、合格証の有効期間満了前に、時期を繰り上げて変更を含む更新をする「繰上更新」の区別があります。
- (3) 同一型式の追加を含む更新は、合格している型式の名称と異なる型式名の追加の他、型式の名称は変わらないが製品の寸法、形状等合格品と異なるものを追加するものが

対象となります。この場合は、今回追加するものについて、規格で要求される性能、構造、材料、強度等が、合格品と同等又はそれ以上である根拠を審査すると共に、同一型式一覧表、図面、添付図面一覧表が正しく記載されているかの審査も行います。試験にて確認することは致しません。

- (4) 更新検定申請書は様式3により作成して下さい。品名、型式の名称及び種類の欄には合格証と同じ内容を記入して下さい。添付書類の内容のうち、表2の2、3又は4の項目に変更がある場合は、更新検定申請書の枠外の右下に“添付書類の通り変更希望”と書いて下さい。その他の項目のみに変更がある場合は、変更希望と書く必要はありません。
- (5) 添付書類の内容のうち、表2の2、3又は4の項目に変更がある場合は、同一型式の変更がある場合の更新手数料となります。その他の項目のみに変更がある更新は、変更がない場合の更新手数料となります。
- (6) 更新検定申請のために提出する書類は、更新検定申請書2通、公布されている検定合格証及び添付書類1通です。添付書類の作成方法は、9.2によって下さい。提出の形態は次のとおりです。
- ・更新検定申請書のみの書類（受理の年月日と受理番号を記入し返却します）
 - ・更新検定申請書に添付書類~~（正）~~を綴じた書類（添付書類のみ検定合格後に返却します。）
 - ・添付書類（副）のみの書類 {添付書類（正）の複写で作成して下さい。}
- (7) 同一型式の範囲については、平成7年8月28日付け労働省環境改善室長より発行されている事務連絡を参照して下さい。

様式3 「検定則」様式第9号(3)による更新検定申請書の書式
 (「添付書類の通り変更希望」を記載した例)

<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">  <p>受理印 直径 60mm</p> </div> <p style="text-align: center;">労働衛生保護具更新検定申請書</p>	
品 名	
型 式 の 名 称	
種 類	
型式検定合格番号	
有 効 期 間	

添付書類の通り変更希望

平成 年 月 日

住所

申請者

氏名

⑩

公益社団法人 産業安全技術協会長殿

※外枠は記載しないで下さい。

(備考) 有効期間の欄は、型式検定合格証に記載されている有効期間を記入すること。

9. 2 更新検定の添付書類の作成について

更新検定申請書と共に提出する添付書類の作成上の基本方針は以下のとおりです。

- イ. 更新時に添付書類の内容に変更がある場合には、変更のある項目（表2の1, 2, 3, 4, 5）の文書を以下のように作成して下さい。変更のない項目は、前回の検定合格時の添付書類をそのまま使用して下さい。
- ロ. 表2の4. 図面を除き、変更のある項目毎に、項目全体を新しく作成し、その最初のページの第1行に「項目の名称」と全てのページの右上欄に「平成〇〇年〇月更新時作成」と記入して下さい。
- ハ. 変更・追記箇所は見え消し（白黒印刷にて認識できる黒地に白抜き文字、削除線等）にて作成して下さい。次回改訂時には、白地に黒文字に戻し削除線箇所を削除し、新たな改訂内容を見え消しで作成して下さい。但し、図面は変更・追記箇所を黒地に白抜き文字で作成する必要はありませんが、変更点一覧表に変更内容を記載して下さい。
- ニ. 変更を含む項目について新たに作成した文書を、旧添付書類の同じ項目の後ろに綴じて下さい。
- ヒ. ~~旧添付書類の中の「同一型式一覧表」が「申請全般に係る事項」に含まれている場合には、「同一型式一覧表」を分離して作成し添付図面一覧表の前に綴じて下さい。同一型式一覧表以外の書類は、申請全般に係わる事項の説明書としてそのまま使用して下さい。~~
- ホ. 同一型式一覧表に変更がある場合には、新たに作成し、旧添付書類の同じ項目の後ろに綴じて下さい。同一型式追加事項理由書を性能に関する説明書の後ろに綴じて下さい。追加した同一型式の性能試験結果を最近の製造時に行った試験結果の後ろに綴じて下さい。
- ヘ. 添付図面一覧表に変更がある場合には、新たに一覧表として作成し、旧添付書類の同じ項目の後ろに綴じて下さい。
- ト. 変更のある項目が図面である場合には、旧添付書類の図面はそのまま添付し、変更された図面は変更前の図面の後に、新たに追加する図面は旧添付図面の最後に綴じて下さい。
- チ. 最近の試験結果がある場合には、「最近の製造時に行った試験の結果」を旧添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」の後ろに綴じて下さい。更新検定申請のために試験を行う必要はありません。~~その項目が複数ページに亘る場合には、その項目の最初のページの第1行に「項目の名称」と全てのページの右上欄に「平成〇〇年〇月更新時作成」と記入して下さい。~~

ト. 更新時に同一型式一覧表、添付図面一覧表、申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書又は取り扱いに関する説明書の各項目に変更のある場合には、それぞれ項目毎に分離できる形式の文書として作成して下さい。これらの文書を旧添付書類の該当する部分の後ろに綴じて下さい。

ニ. 更新時に申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書又は取り扱いに関する説明書は新規検定時に係わる申請品の説明であるため、それらの説明書に変更がある場合であっても変更ページを作成する必要はありません。

9. 2. 1 申請内容に変更がない通常の更新検定申請

(1) 新規検定申請が平成23年4月改正の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合は、前回の申請時に提出した添付書類（押印のある書類）及びそのコピー1部を提出して下さい。

(2) 前回の申請が平成23年4月改正前の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合には、前回の申請時に提出した添付書類の内、製造・検査設備等の概要書（表2の5-a、5-b、5-c及び5-dに相当する部分）を、内容を変更せずに3-3-5に沿って新しい方式で、項目毎に分離した文書として書き直した文書を作成し、その各項目の文書の最初のページの第1行目に「項目の名称」と全てのページの右上欄に「平成〇〇年〇月更新時作成」と記入して下さい。これらの4項目の文書を旧文書の「検査規程」の後ろに綴じて下さい。

ページの移動がどのようにされたかわかるように添付書類の最初のページに、添付図1-4を参考にページ変更一覧表を作成して下さい。ページ変更一覧表は最初のページの第1行に項目名称（ページ変更一覧表）と全てのページの右上欄に「平成〇〇年〇月更新時作成」と記入し、表外下欄に40mm程度の余白を残して下さい。余白には合格印を押印し返却致します。このようにして作成した添付書類とそのコピー1部を提出して下さい。

(2) 製造・検査設備等の概要書（a、b、c及びd）以外の文書の作成は9.2に従って下さい。

9. 2. 2 申請内容に変更がある更新検定申請

(1) 前回の申請が平成23年4月改正の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合で、更新検定申請時に添付書類の内容に変更がある場合には、添付書類の最初のページに、添付図1-6を参考に変更点一覧表を作成して下さい。

変更がある項目の文書を新しく作成し、旧添付書類の該当する項目の後ろに綴じ

て下さい。ただし、図面に変更がある場合には9. 2. 3に従って下さい。このようにして作成した添付書類とそのコピー1部を提出して下さい。但し、製造・検査設備等の概要書として当協会へ提出されている場合は、添付図5を参照し「略式の製造検査設備の概要書」を作成して下さい。

(2) 前回の申請が平成23年4月改正前の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合で、添付書類の内容に変更がある場合には、添付書類の最初のページに、添付図16を参考に変更点一覧表を作成して下さい。

添付書類は以下の場合に応じて、部分的に新しい文書を作成して下さい。このようにして作成した添付書類とそのコピー1部を提出して下さい。

- ・添付書類に変更、追加等がある場合、変更のある項目を新しい方式で項目毎に分離した文書として作成し、その文書の名称は表2に示す項目の名称として下さい。ページはその項目のみのページ番号として下さい。それらの文書を旧添付書類の相当する部分の後ろに綴じて下さい。変更や追加の無い項目はそのままとして下さい。

- ・旧添付書類のうち、製造・検査設備等の概要書(a、b、c及びd)に相当する部分は、変更を含む内容を3-3-5に沿って新しい方式で項目毎に分離した文書として9. 2. 4に従って作成し、旧文書の「検査規程」の後ろに綴じて下さい。

- ・旧添付書類では図面目次や図面名称一覧表等の名称で、どのような図面が添付されているかを示しておりましたが、平成23年4月以降は添付図面一覧表(添付図4を参照。)の名称で作成して下さい。図面の内容に変更がある場合には9. 2. 3に従って下さい。

(2) 変更点一覧表は、最初のページの第1行に項目名称(変更点一覧表)と全てのページの右上欄に「平成〇〇年〇月更新時作成」と記入して下さい。変更点一覧表は表2の2, 3, 4及び5の項目をとその他の項目に分けて別ページに作成し、2, 3, 4及び5項目の変更点一覧表の表外下欄には40mm程度の余白を残して下さい。余白には合格印を押印し返却致します。複数ページに亘るときは、2, 3, 4及び5の項目とその他の項目を合算したページ数を全ページ数としページ番号(例: 1/5、2/5、・・・5/5)を下欄に付して下さい。

9. 2. 3 図面及び添付図面一覧表の変更

(1) 図面の変更には、合格品と異なる構造を記載した図面を新たに作成する方法と、現在添付されている押印のある図面の原図に異なる構造を記載した図を追記して新たな図面を作成する方法の2つの方法があります。合格品の旧図面に異なる構造の

図を追記し新たな図面を作成した場合は、現在使用している図面番号に枝番号(ー□)や改訂番号(R e v-□)等を付けて、旧図面番号と区別して下さい。この場合は添付図面一覧表の備考欄に「更新時変更」と記載して下さい。また、新しい図面を作成し添付する場合は、添付図面一覧表の備考欄に「更新時追加」と記載し、順番号欄には順番号のみを記載して下さい。~~変更のない図面の順番号欄には順番号と旧ページを併記して下さい。~~

- (2) 旧図面に新しい図を追記した場合には、追記した後にコピーしたものを提出して下さい。旧図面に手書きで図を追加したものを、そのまま添付書類とすることはできません。
- (3) 図面の内容及び図面番号に変更のない図面は更新時に新たに作成する必要はありません。前回の申請書添付書類の図面(押印のあるもの。)をそのまま綴じて下さい。~~ただし図面番号のない場合は、新たな図面番号と変更期日を追記して下さい。~~

9. 2. 4 製造・検査設備等の概要書の変更

(1) ~~前回の申請が平成23年4月改正の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合で、~~製造又は検査する設備等の内容に変更があった場合は、変更のあった項目(製造設備及び検査設備一覧表、工作責任者、検査組織、検査規程の各項目)のみ新たに~~変更箇所を見え消し(白黒印刷にて認識できる黒字に白抜き文字、削除線等)にて~~作成し、旧書類の同じ項目の文書の後に綴じて下さい。次回改訂時には、白地に黒文字に戻し、新たな改訂内容を黒地に白抜き文字で作成して下さい。製造・検査設備等の概要書として当協会へ提出されている場合は、添付図12を参照し「略式の製造検査設備の概要書」を作成して下さい。

~~(2) 前回の申請が平成23年4月改正前の手引き改正版に沿って作成されている添付書類であった場合で、製造又は検査する設備等の内容に変更があった場合は、変更のない項目(製造設備及び検査設備一覧表、工作責任者、検査組織、検査規程の各項目)も含め新たに作成し、旧文書の「検査規程」の後ろに綴じて下さい。~~

(2) 変更のあった項目は、変更のあるページの他、変更のないページも併せ、項目毎にすべてのページを提出して下さい。

(3) 製造設備、検査設備の写真は一覧表とは別に、一覧表と対比できるように1ページに4～6枚の写真を入れたものを作成し、新たに作成した製造・検査設備等の概要書の後ろに綴じて下さい。但し、製造・検査設備等の概要書として当協会へ提出されている場合は、添付図12を参照し「略式の製造検査設備の概要書」を作成して下さい。

9. 2. 5 申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書及び取り扱いに関する説明書の変更

申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書及び取り扱いに関する説明書は、それぞれ個別に、下記の点に留意し作成して下さい。

- イ. 申請全般に係る事項の説明書、性能に関する説明書、**取り扱いに関する説明書**は新規検定による申請品の説明であり、基本の方針としては更新検定時に変更する項目ではないため、変更内容を新しく作成する必要がありません。変更する場合は、**変更がある項目の文章を新しく作成し該当する項目の後ろに綴じて下さい。**
- ロ. **取り扱いに関する説明書は、現在使用者に配付しているもので、製品に添付する印刷がある場合は、印刷物の写しを添付して下さい。変更がある場合には、変更する内容のものを添付して下さい。**
- ハ. **性能に関する説明書に同一型式の理由が記載されていない、又は同一型式を追加する場合は、同一型式の理由書を新しく作成し性能に関する説明書の後ろに綴じて下さい。**

9. 2. 6 最近の製造時に行った試験の結果

新規検定又は前回の更新検定合格後、検査規程に沿って行った最近試験の結果がある場合は、その試験の結果を前回の試験結果の後に綴じて下さい。

同一型式を追加する場合は、その試験結果を最近の製造時に行った試験結果の後ろに綴じて下さい。

9. 2. 7 検定実施者から申請者への連絡先の変更

申請担当者に変更があった場合提出して下さい。

添付図 1.6 変更点一覧表の記載例 (全面改訂)

平成〇〇年△月更新時作成

変更点一覧表

項目	変更・追加	変更内容・理由等 ※
	ページ数 ページ No.	
2. 同一型式一覧表	全 1 頁	(変更内容を記載する必要はありません。)
3. 添付図面一覧表	全 1 頁	(変更内容を記載する必要はありません。)
4. 図面	全 4 頁 2 4	(変更内容を記載して下さい。) ・品番 5 の〇〇を△△に変更 ・しめひも AA の図面追加
5 - a. 製造設備及び検査設備の一覧表	全 6 頁 2 / 6 6 / 6	(変更内容を記載する必要はありません。)
5 - b. 工作責任者	全 1 頁	(変更内容を記載する必要はありません。)
5 - c. 検査組織	全 1 頁	(変更内容を記載する必要はありません。)
5 - d. 検査規程	全 6 頁 6 / 6	(変更内容を記載する必要はありません。)

※ 構造、材料、社内基準値、検査基準等の変更について、更新の可・不可の判定を要す変更については更新が可能である旨の理由を記載して下さい。

10. 型式検定合格証の再交付及び記載事項の変更申請

10.1 再交付の概要

交付を受けている検定合格証を紛失又は損傷した場合に再交付を受けることができます。再交付を受けようとする場合には型式検定合格証再交付申請書（「検定則」様式第10号）を（公社）産業安全技術協会に提出して下さい。

10.1.1 合格証再交付申請書作成について

イ. 型式検定合格証再交付申請書は様式4により作成して下さい。申請者用に控えが必要な場合には2通提出して下さい。

ロ. 再交付申請書の各欄には、合格証の該当欄と同じ内容を記載して下さい。記載内容が不明の場合は当協会に問い合わせして下さい。

ハ. 「再交付の理由」欄は具体的に記載して下さい。

ニ. 申請者又は（及び）製造者の会社名又は（及び）住所が変わっている場合、先に合格証再交付申請をして下さい。検定合格証の再交付後に記載事項変更申請を行って下さい。この場合、再交付申請書の申請者又は（及び）製造者欄には、現在の内容を記載して下さい。

様式4 「検定則」様式第10号により型式検定合格証再交付申請書の書式

労働衛生保護具型式検定合格証再交付申請書	
品名	
型式の名称	
型式検定合格番号	
再交付の理由	

平成 年 月 日

住所

申請者 氏名

公益社団法人 産業安全技術協会 会長殿

㊞

10. 1. 2 再交付申請書に添付する書類

イ. 損傷した合格証が残っている場合は、それを添付して下さい。

ロ. 合格型式の添付書類を添付して下さい。

10. 2 記載事項の変更

型式検定合格証に記載されている製造者及び申請者の住所及び氏名に変更が生じた場合には、変更のあった日から14日以内に記載事項の書替えを受けるために記載事項変更申請を行います。型式検定合格証変更申請書（「検定則」様式第10号）に当該型式申請合格証を添えて（公社）産業安全技術協会に提出して下さい。

10. 2. 1 合格証変更申請書作成について

イ. 型式検定合格証再交付申請書は様式5により作成して下さい。申請者用に控えが必要な場合には2通提出して下さい。

ロ. 変更申請書の「変更事項欄」欄には、変更年月、変更理由及び新・旧対照した変更内容を記載して下さい。記載内容が不明の場合は当協会に問い合わせして下さい。

ハ. 変更のない事項については、合格証の該当欄に記載された事項をそのまま記載して下さい。

10. 2. 2 住居表示の変更に対する特別の取扱い

住居表示の変更（移転に伴う住所の変更は含みません）があった場合に限り、通常の記載事項変更のほかに次のような変更申請ができます。

この方法は、住居表示が変更された旨を記載した変更申請書に、地方自治体の長が発行する住居表示変更証明書を1通添えて提出するもので、合格証の添付は必要ありません。この場合の手数料は無料ですが、合格証の住所は、更新申請時あるいは、そのほかの事由で合格証が検定実施者に提出された時に変更されます。（住居表示の変更を急ぐ場合には、通常の変更申請の手続きを行ってください。この場合は手数料が発生します。）

製造検査設備等の概要書に住所の記載がある場合は、製造検査設備等の概要書も住居表示を変更した住所を記載したものを提出して下さい。

10. 2. 3 2件以上の合格証に共通な事項の変更

会社名の変更や住所変更のように、2件以上の合格証について同一の記載事項を変更する場合には、1件毎変更申請をせずに、一括して変更申請書を作成して申請することができます。

この場合には、通常の変更申請と同じ様式の申請書を提出しますが、「品名」、「型式の名称」及び「型式検定合格番号」の欄には、いずれも“別紙のとおり”と記載し、別紙として、変更する合格証に記載されている品名、型式の名称及び合格番号を一覧表にしたものを添付します。この場合でも、手数料は変更を申請する合格証の件数分となります。

なお、会社の吸収・合併・分離等の場合については、吸収・合併された会社が持っていた合格証の会社名を吸収・合併したほうの会社の名前に変更することや、分離前の会社が持っていた合格証の会社名を分離後の会社名に変更することはできません。この場合は、別途新規検定申請を行ってください。

10. 2. 4 変更申請書に添付する書類

イ. 変更する合格証を添付してください。（5. 2の場合は添付する必要はありません）

ロ. 製造者あるいは申請者の会社名や住所の変更の場合は、変更の事実を証明する書面履歴事項全部証明書など（複写でも可）を1通添付してください。

合格証記載の製造者が、事業部、製造所、工場等（以下、5. 4では工場等という）になっているもので、それらが移転した場合の製造者の住所の変更についても同様です。

ハ. 合格証記載の製造者が工場等である場合に、同じ会社の他の工場等に製造業務を移管する場合（たとえば、A工場で製造していたものを、同じ会社のB工場で製造することになる場合）には、「業務移管証明書」を1通添付して下さい。外国製品を除き、移管先の工場等の製造検査設備等の概要書を2通添付してください。この場合、変更の内容によっては、製造検査設備等の概要届を出し直す必要がある場合もあります。

なお、製造者が本社（本店）である場合は、製造業務を同じ会社の他の工場等に移管する場合については変更申請をする必要はありません。

また、申請者又は（及び）製造者が工場等であり、それを本社（本店）に変更する場合は、変更申請書と合格証以外に追加の書面は不要です。

ニ. 変更後の住所、社名に合わせた製造検査設備等の概要書（変更されて箇所（書面）を2通提出して下さい）。

ホ. 外国の申請者又は（及び）製造者の会社名又は（及び）住所を変更する場合、関係する行政機関又はそれに順ずる権限を有する第三者による変更の事実を証明できるもの（インターネットによる確認でも可）を提出して下さい。なお、合格証に記載されている申請者又は（及び）製造者の会社名又は（及び）住所が、関係する行政機関又はそれに順ずる権限を有する第三者による証明内容と整合していないと変更ができなくなる場合があるのでご注意下さい。

様式5 「検定則」様式第10号により型式検定合格証変更申請書の書式

労働衛生保護具型式検定合格証変更申請書	
品名	
型式の名称	
型式検定合格番号	
変更事項	

平成 年 月 日

住所

申請者 氏名 ⑩

公益社団法人 産業安全技術協会会長殿

10.3 その他の注意事項

再交付、記載事項の変更には別に定める手数料がかかります。

なお、旧規格に基づき、労働省が交付した合格証に係る再交付・記載事項の変更は厚生労働省に申請して下さい。

11. 共同申請

新規検定申請の対象となる製品を共同で製造する2社以上が、共同で検定申請することを希望する場合は、次により申請品についての責任所在を明確にする必要があります。

イ. 製造検査設備等の概要書は2社共同のものとし、この中で2社の責任分担を明確にして下さい。

ロ. 更新検定を申請する場合にも、2者の連名で申請して下さい。

1 2. 外国製品の型式検定申請

外国製品については「輸入者」が検定を申請できるほか、「外国製造者」が直接、検定を申請することができます。外国製品の場合には、次の点に留意して申請して下さい。

- イ. 同じ外国製品を別々の輸入者が輸入して検定を申請する場合は、輸入者ごとに申請する必要がありますが、すでに外国製造者が直接検定を申請して検定に合格した製品については、輸入者が改めて検定を申請する必要はありません。
- ロ. 外国製品の検定申請の手続きは国産品の場合と基本的に同じですが、特に新規検定の申請に際しては次の点に留意して下さい。

- ・新規検定申請書

申請書は、申請者及び製造者の氏名・住所を除き日本語で記入する必要があります。また、代表者印を署名で代替することができます。申請者及び製造者の氏名及び住所は申請者の言語又はアルファベットの活字体で記載して下さい。

- ・添付図面

図面の記載内容の説明が英語以外の外国語である場合は、その主要な部分に日本語を併記して下さい。

- ・製造検査設備等の概要書

外国製品の製造者(外国製造者)が検定申請者としての資格要件(「検定則第6条」に示す製造設備及び検査設備、工作責任者、検査組織及び検査規程)を具備している場合には、外国製造者が申請者になることができます。この場合には、当該外国製造者が資格要件を具備していることを示す資料を添付して下さい。

1 3. 企業分割時等における新規検定の取扱い

型式検定合格証の対象となっている製品を製造する者が分社化等した場合、新しい製造者が従来の製造者が使用していた製造設備及び検査設備と同一のものを使用する限りは、主に製品の概要書の審査を経て型式検定合格証を交付することができます。ただし分社化等の状態によって製造設備、検査設備その他に関する現地審査が必要な場合があります。分社化等の扱いについては、申請の内容ごとに対応しますので(公社)産業安全技術協会にご相談下さい。

1 4. 型式検定合格証の失効から3ヶ月以内の新規検定の取扱い

型式検定合格証の失効から3ヶ月以内に、その型式検定合格証に記載された検定合

格品と同一のものについて申請される場合には、通常の新規検定申請と同じ扱いとなりますが、次の点に留意して下さい。

- ・申請全般に係る事項の説明に有効期限失効型式と同一型式である旨を記載して下さい。

例) 本品は、平成〇〇年〇月△△日に失効した型式検定番号第×××号と構造、材質、性能、製造者、製造場所、など完全に同一のものです。

- ・あらかじめ行った試験結果は、改めて試験を行う必要はありません。試験結果には“前の型式の通り”と記載するか、又は前の型式のデータを記載して下さい。

15. 型式検定申請の取下げ

型式検定申請が受理した後、合格証交付までの間に申請者の都合により型式検定申請受理を取下げ希望される場合、取下げの理由を記載した取下げ書を作成し当協会に提出して下さい。検定申請手数料の払い戻しはいたしません。

- 添付図17に取下げ書の記載例を示しますので参照して下さい。

添付図17 申請取下げ書の記載例

公益社団法人 産業安全技術協会長殿	平成 年 月 日
	〇〇〇〇〇株式会社
	取締役社長 △△ △△ 印
呼吸用保護具 <u>新規検定</u> 申請取り下げ書	
既に受理されている下記の申請を、当社の都合により取り下げます。 なお、手数料の返済は必要ありません。	
記	
受 付 年 月 日 平成 〇〇年 〇月 〇日	
受 付 番 号 検第 DR〇〇〇 号	
品 名 ABC-1000	

- ・下線 には、申請の種類（新規検定、更新検定、記載事項変更、合格証再交付）を記入する。

16. 型式検定申請に関する相談

(公社)産業安全技術協会では防じんマスクと防毒マスクの型式検定申請に関する下記の相談を無料にて随時受け付けます。相談を希望する場合には事前に日時を予約して下さい。

- ・協会が発行した証明書に関すること
- ・検定に関する諸規則、検定の基準、申請方法、規格の解釈、同一型式の可否の判断
- ・協会が行う性能試験の申請に関すること

また、検定申請に関するコンサルタント、性能試験を有料にて受け付けていますので、ご相談下さい。



(公社) 産業安全技術協会周辺の地図